

回避努力が不十分な解雇は裁量権の濫用であり無効

— 社保庁職員の分限免職処分の早期取消判定を —

2013年 月 日

人事院総裁 原 恒雄 殿

2009年末の社会保険庁の廃止にともなって525人もの職員が分限免職(整理解雇)されました。公的年金業務を継承した日本年金機構は1000人もの新規採用を行い、一方で発足時に324人もの正規職員の欠員を抱えていたもとでの大量解雇でした。

解雇された全厚生労働組合の39人の組合員が処分取消を求めて人事院に不服申立を行い、3年余にわたって人事院審理をたたかってきました。人事院は3月29日付けで4人の判定結果を公表し、厚生労働省が相当数の新規採用を行っていること、他府省の受入が9人とどまっていること、残務処理の113人の暫定定員を活用しなかったこと、回避努力のとりくみ開始が遅かったことなどを指摘し、社保庁と厚労省の解雇回避努力の不十分さを認定しました。しかし、公務部門での受入枠拡大は限定的として、厚労省への転任面接の評価結果による転任者選定での逆転現象を人事の公平性・公正性の観点から妥当性を欠くとして大阪の大島琢己さんの処分を取り消し、秋田の3人については不当にも処分を承認しました。

人事院は、分限免職回避努力が不十分なままの処分は裁量権の濫用としていますが、この点は今回分限免職された525人のすべてに妥当するものです。人事院みずからが救済枠を限定して、杜撰な転任面接の結果のみで処分の可否を判断することは認められません。したがって、すべての社保庁職員の分限免職処分を早急に取り消すよう求めます。

社会保険庁と厚生労働省による解雇回避努力の不十分さは明白であり、
早期に旧社会保険庁職員の分限免職処分を取り消す判定を行ってください

氏 名	住 所

全国労働組合総連合 (全労連)

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4全労連会館4F
TEL(03)5842-5611 FAX(03)5842-5620

全労連ホームページ <http://www.zenroren.gr.jp/>

日本国家公務員労働組合連合会

〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14西新橋エクセルアネックス3F
TEL 03-3502-6363 メールmail@kokko.or.jp

国公労連 で検索

許
せ
な
い

国策による公務員のクビ切り

社保庁職員

525人の大量解雇

公的年金を担ってきた社会保険庁は2009年末に廃止され、2010年1月に日本年金機構が発足。社会保険の業務運営を民営化しました。その際、厚生労働省によって大量整理解雇がおこなわれました。現在、国公労連・全厚生労働組合の39人が解雇撤回を求めて、人事院の公平審査と裁判（19人が提訴）でたたかっています。



解雇する必要など全くない

複雑な年金制度の業務に習熟した職員525人が解雇されました。その一方で日本年金機構の発足時には千人を超える新規採用。それでも300人をこえる欠員が生じ、現在も欠員が埋まりません。いまでも年金業務は人手不足であり、経験豊かな職員を解雇する必要など全くありませんでした。

民営化で職員を引き継がず

年金業務は、社会保険庁から日本年金機構に引き継がれました。しかし、職員の雇用は引き継がず、新組織が選別採用する方式をとりました。クビ切り先にありきの枠組みを政府自らがつくりました。郵政民営化や国立病院の独法化でもクビ切りはゼロ。社保庁での対応は平等原則に反します。



解雇回避努力は、尽くされない

不当解雇は
明らか!!



- * 社保庁廃止後の残務整理で113人分の雇用枠があったのに、それを全く活用せず解雇を強行。
- * 厚労省にも、年金機構にも欠員があったにもかかわらず補充採用せず解雇を強行。
- * 政府は、通常おこなっている他省庁への配転を行わず解雇を強行。

解雇回避の努力義務は政府にあります。しかし、この間の人事院審理によって整理解雇の不当性が全面的に明らかになりました。政府・厚労省は雇用を確保できなかったのに無理やり解雇を強行したのです。



全労連・国公労連・全厚生闘争団

連絡先

〒113-8462
東京都文京区湯島 2-4-4
TEL03-5842-5611